

見附市立西中学校PTA会則

制定 昭和61年5月10日

改正 平成16年5月 8日

改正 平成18年4月29日

改正 平成27年4月25日

改正 平成31年4月27日

第1条 (名称、事務所)

本会は、見附市立西中学校PTAとし、事務所を西中学校におく。

第2条 (目的)

本会は、生徒の健全育成を目指して学校教育に協力し、会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 生徒の学業奨励に関する事項
- 2 生徒の健康管理、福利・厚生に関する事項
- 3 生徒の校外生活の指導に関する事項
- 4 教育環境の整備に関する事項
- 5 教職員の研修及び会員の厚生に関する事項
- 6 家庭教育及び会員の研修と親睦に関する事項
- 7 その他目的達成に必要な事項

第4条 (会員)

本会の会員は、西中学校に在籍する生徒の保護者及び教職員、本会の趣旨に賛同する者とする。

第5条 (役員)

第1項 本会の役員並びにその任務及び選出は、次のとおりとする。

1 会長 1名

- (1) 会長は会務を統括し、総会、総務委員会及び評議員会を主宰する。
- (2) 評議員会で選出し、総会の承認を得る。

2 副会長 3名

- (1) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (2) 評議員会で選出し、総会の承認を得る。

3 総務委員 24名

- (1) 評議員会で審議する事項の原案作成、その他必要事項について審議する。
- (2) 会長、副会長、正副学年代表、正副専門部長及び幹事を総務委員とする。

4 評議員

- (1) 評議員会は、予算・決算及び事業計画の立案その他必要事項を審議する。また、緊急事項について総会に代わって審議決定する。
- (2) 評議員及び教職員は、それぞれ第8条の専門部に所属し、各専門部の計画する業務を分担して行う。
- (3) 評議員は、学年委員及び教職員代表より構成する。
 - ア 学年委員は、各学級より各6名を選出する。
 - イ 教職員代表若干名は、会長委嘱により選出する。

5 幹事 若干名

- (1) 会長の指示を受け会務を行う。
- (2) 幹事は会長が委嘱し、評議員会の承認を得る。

6 会計監査 2名

- (1) 会計の収支決算を監査する。
- (2) 会計監査員は会長が委嘱し、評議員会の承認を得る。

第2項 会長経験者及び現校長を顧問とする。顧問は必要に応じ各会合に出席できる。

第3項 正副学年代表と正副専門部長は兼務できない。

第4項 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、新役員が決定するまではその任にあたるものとする。

第6条 (経費)

本会の経費は、会費、寄付金その他雑収入をもってこれに充てる。会費は毎年度はじめの評議員会で決定し、総会の承認を得る。

第7条 (会議)

第1項 本会の会合は、総会、総務委員会、評議員会及び専門部会とし、学年・学級PTAもこれに準ずる。

第2項 会合は必要に応じ、会長、部長若しくは学年・学級代表が召集する。

第3項 総会は原則として、毎年度当初に開催し、次のことを審議する。

- 1 事業報告及び決算報告
- 2 事業計画及び予算
- 3 役員の承認
- 4 その他必要な事項

第4項 議事はすべて出席者の過半数をもって決定する。

第8条 (専門部会)

本会は、次の三専門部を置き、それぞれの事業を分担する。

1 文化・教養部

- (1) 学業指導に関する援助。
- (2) 生徒の情操陶冶、文化活動の高揚及び行事等の援助。
- (3) 文化教養講座及び家庭教育に関する研修会等の開催。
- (4) その他文化活動に関する事項。

2 福利・厚生部

- (1) 教育環境に関すること。
- (2) 生徒及び会員の厚生並びにレクリエーションに関すること。
- (3) 体育活動の奨励及びそれに伴う施設や行事への援助。
- (4) 学校保健委員会への協力及び健康管理の助長。
- (5) その他福利・厚生活動に関する事項

3 校外指導部

- (1) 校外における生徒指導に関すること。
- (2) 交通安全、事故防止等に関する指導及び援助。
- (3) 長期休業中の生徒指導に関する協力。
- (4) 健全育成活動への協力
- (5) その他校外指導に関する事項。

第9条 (付 則)

この会則の改正は、評議員会で発議し総会出席者の過半数の賛成を得て決定する。

付 記

本会則は平成31年4月27日から実施する。

見附市立 西中学校 P T A 慶弔規定

1 死亡の場合

| | | |
|----|---------|-----------------------|
| 会員 | 10,000円 | 弔電、会長弔問 |
| 生徒 | 10,000円 | 弔電、会長弔問、学級担任、学級生徒代表弔問 |

2 災害の場合

| | | | |
|--------|----|----|---------|
| (1) 火災 | 会員 | 全焼 | 10,000円 |
| | | 半焼 | 5,000円 |

| | | | |
|--------|----|----|---------|
| (2) 震災 | 会員 | 全壊 | 10,000円 |
| | | 半壊 | 5,000円 |

(3) 水害 状況に応じて協議する。

本規定は、平成21年4月より施行する。

西中学校 P T A 旅費規程

第1条 西中学校の役員が西中学校の会務等のために出張する場合、この規程により旅費を支給する。ただし、会務等の主催者から旅費を支給される場合は除く。

第2条 旅費の支給を受けるものは、次のとおりである。

①役員 ②会員 ③事務局職員

第3条 旅費の算出は、次のとおりとする。

- 1 市内はなし
- 2 中越地区 1,000円
- 3 中越以外の県内（但し、村上以北・糸魚川以南・佐渡を除く）
2,000円
- 4 村上以北、糸魚川以南の県内・佐渡
3,000円
- 5 県外については別途審議とする。

付 則 この規程は、平成24年4月28日より施行する。

「西中学校 P T A 部活動基金」について

(平成 1 8 年度から運用開始)

(1) 設置の理由について

現在、運動系の部活動の公式戦として中越大会、県大会、北信越大会、全国大会があり、吹奏楽部には県大会、西関東大会などがある。勝ち上がっていくと遠征の距離や日数が多くなり、費用がかさんでくる。現在市から 5 0 % は補助してもらえるが、残りの 5 0 % は学校負担としている。しかし、北信越大会や全国大会などに複数の部活動や団体戦で出場すると P T A の一般会計の予算では足りなくなる恐れがあり、がんばっているのに自己負担を強いることになってしまう。このような事態を防ぐためにも「西中学校 P T A 部活動基金」を設置し、費用の面で心配せずに活動に打ち込める体制を整えたいと考える。

(2) 内規について

- ① 基金の積み立てについては、原則として各年度の「P T A 一般会計」の残金のうち 1 0 万円程度を積み立てていく。
- ② 利用条件として、一般会計の体育活動奨励費、部活動補助の予算を超えた分のみを補助する。冠大会等、公式戦以外の経費の支出は一切行わない。
- ③ 基金の積み立ての上限は 1 0 0 万円とする。
- ④ 執行は、P T A 会長の許可を得て行う。

(3) 現在の基金額について

令和 3 年 3 月 3 1 日時点で、3 7 1 , 0 0 2 円 (預金利息を含む)

「西中学校 周年事業基金」について

(1) 「西中学校 周年事業基金」について

西中学校では、平成 2 7 年度に 3 0 周年記念事業を行った。3 0 周年の記念事業を行うにあたって 1 6 0 万円ほどの予算が執行されている。このことから周年行事を行うにあたっては相当の予算を計上する必要があり、基金として積み立てなければならない。

そこで、P T A 会計の残金 (最低 1 0 万円) を周年行事基金として積み立てていく。

(2) 現在の基金額について

令和 3 年 3 月 3 1 日時点で、1 , 5 0 7 , 7 0 2 円 (預金利息を含む)